

## 府中市地域密着型サービス指定関係部会開催報告

- 1 部会名 令和2年度第1回府中市地域密着型サービス指定関係部会
- 2 日時 令和2年8月6日(木) 午前10時～午前10時55分
- 3 会場 府中市役所北庁舎3階 第3会議室
- 4 出席者 部会委員(5名)
- 5 報告協議事項
  - 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の新規指定について
  - 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について
  - 他市区町村所在の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について
  - 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の休止・廃止について(他市区町村所在含む)
- 6 会議の結果
  - 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の新規指定について
    - 次の事業所の新規指定について協議し、指定について了承。
    - ア 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
      - (7) セントケア東京株式会社 セントケアホーム府中新町
    - イ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
      - (7) セントケア東京株式会社 セントケア府中新町
    - ウ 看護小規模多機能型居宅介護
      - (7) セントケア東京株式会社 セントケア看護小規模府中新町
  - 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について
    - 次の事業所の指定更新について協議し、更新について了承。
    - ア 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
      - (7) 生活協同組合パルシステム東京 生活協同パルシステム東京 グループホーム「府中陽だまり」
    - イ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
      - (7) 生活協同組合パルシステム東京 生活協同パルシステム東京 デイサービスセンター「府中陽だまり」だんらん
    - ウ 地域密着型通所介護
      - (7) 株式会社ぶどうの木 デイサービス くるみ

リハビリデイサービスセンタークローバー(地域密着型通所介護)については、令和2年10月末で廃止するため、指定更新は行わない。

他市区町村所在の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について

他市区町村所在の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1 件の指定更新について事務局より報告。

ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 指定更新 1 件

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の休止・廃止について（他市区町村所在含む）

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 1 件の休止、地域密着型通所介護 3 件の廃止について事務局より報告。

ア 府中市内 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 休止 1 件

イ 他市区町村 地域密着型通所介護 廃止 3 件

## 令和2年度 第1回府中市地域密着型サービス指定関係部会会議録

1 日時 令和2年8月6日(木) 午前10時～午前10時55分

2 会場 府中市役所北庁舎3階 第3会議室

3 出席者 (委員)

和田部会長、森村委員、松崎委員、峯委員、林委員

(事務局)

時田介護保険課長、阿部介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査、  
北川施設担当主査、徳永主任、伊藤(登)主任、刀根事務職員

4 議事内容

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の新規指定について

ア セントケア東京株式会社 セントケアホーム府中新町(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

(ア) 事務局より、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答  
特になし

イ セントケア東京株式会社 セントケア府中新町(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)

(ア) 事務局より、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答

問1 宿泊費について、ショートステイやデイサービスよりも少し高いような気がするが、小規模多機能型居宅介護の宿泊費としては一般的な金額か。

答1 やや高めという印象はあるが、突出して高いわけではない。宿泊費は各事業所で設定できることとなっている。

ウ セントケア東京株式会社 セントケア看護小規模府中新町(看護小規模多機能型居宅介護)

(ア) 事務局より、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答

問1 看護小規模多機能型居宅介護は府中市で初めての開設だが、何か特段の確認事項などはあったか。

答1 看護小規模多機能型居宅介護については、国から各市町村での整備を推進するようにと方針が示されており、第7期介護保険事業計画にも整備する計画として位置付けした。いくつかの法人から提案がある中で、グループホームの公募に合わせて看護小規模多機能型居宅介護を併設するというセントケア東京が選定され、今回整備する運

びになった。1つの建物でこれだけ多くのサービスを併設するのも市では初めてのことであるため、今後は各事業の運営状況を注視し、必要に応じて助言・指導等をしていかなければならないと考えている。

エ その他の質疑応答（共通事項）

問1 入浴設備等は併設する他事業と共有の設備か。

答1 この事業所は3事業併設であるが、共有する部分は最小限にとどめている。玄関、エレベーター、廊下などは共有だが、それ以外はそれぞれ事業ごとに独立した設備とされており、基本的に共有で使うことはない。

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について

ア 生活協同組合パルシステム東京 生活協同パルシステム東京 グループホーム

「府中陽だまり」（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）

(7) 事務局より、資料4 - 1、資料4 - 2、資料4 - 3、資料4 - 4に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答

問1 運営基準のその他の費用に嗜好品と記載があるが、こういったものをさすのか。嗜好品に関して何か制限はあるのか。

答1 例えばタバコやお酒など、人それぞれの好みによって欲しいものが該当する。市として特に制限はしていない。施設の管理上ふさわしくないと判断すれば、施設側で制限や禁止しているものはあると聞いている。ただ、嗜好品が生活の楽しみになっている方もいるので、すべて禁止とはなかなか言えない実情があるのではないかと思われる。

問2 運営推進会議の資料の中で、実地指導と記載されているが、実地指導ではどのようなことをするのか。

答2 市の地域福祉推進課に指導検査係があり、その担当職員が定期的に市内の各事業所をまわり、運営基準どおりに運営されているか、きちんと記録がとられているかなどをチェックしている。基準どおりに行われていなければ、指導し、改善を求めていく。

イ 生活協同組合パルシステム東京 生活協同パルシステム東京 デイサービスセンター「府中陽だまり」だんらん（認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）

(7) 事務局より、資料5 - 1、資料5 - 2、資料5 - 3、資料5 - 4に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答  
特になし。

ウ 株式会社ぶどうの木 デイサービス くるみ（地域密着型通所介護）

(7) 事務局より、資料6 - 1、資料6 - 2、資料6 - 3、資料6 - 4に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答

問1 医療系の職員はいないのか。

答1 利用定員が10人以下ということで、基準上は看護職員の配置は必要ない。この事業所では、利用者との契約時に主治医の連絡先を確認し、緊急時には連携を図ること

となっている。

エ 医療法人社団共済会 リハビリデイサービスセンタークローバー（地域密着型通所介護）

(ア) 事務局より、資料7-1、資料7-2、資料7-3、資料7-4に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答  
特になし。

オ その他の質疑応答

問1 新型コロナウイルス感染症に関して、府中市独自の支援策はあるか。

答1 特にない。国が様々な支援策を実施している。

他市区町村所在の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について

ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 指定更新1件

事務局より、資料8に基づき説明があり、了承。

イ 質疑応答

問1 利用者は住民票を施設所在自治体に異動しているとのことだが、この経過措置による府中市の指定は何年続くのか。

答1 住所地特例により、当該特養入所前の住所地である府中市が保険者となっていた利用者。一部ユニット型の廃止に伴い、平成26年4月に地域密着型特養へ移行。本来、地域密着型特養は住所地特例適用外の施設であるが、経過措置により、移行時に入所している利用者については引き続き住所地特例の適用を受けることとなった。そのため、この利用者の保険者は引き続き府中市となり、利用継続するには府中市の指定が必要となったもの。この利用者が入所を継続している間は、6年ごとに府中市の指定更新が必要となる。

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の休止・廃止について（他市区町村所在含む）

ア 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（府中市内） 休止1件

(ア) 事務局より、資料9に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答  
特になし。

イ 地域密着型通所介護（他市区町村所在） 廃止3件

(ア) 事務局より、資料10に基づき説明があり、了承。

(イ) 質疑応答  
特になし。

その他

ア 事務局より、本日の会議録は、事務局で作成し、後日送付させていただく。

イ 事務局より、次回開催は、12月1日付の新規指定申請がなければ10月8日に、新規指定申請があった場合には11月に開催させていただきたいと考えている。